平成20年12月19日

資料2

(仮称)こども発達支援センターあり方検討会

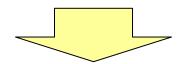
地域支援事業

~検討資料~

・保健相談所との連携

- 乳幼児健診等において発達に心配のある子を早期に発見し、発達支援につなげていくため、心 身障害者福祉センターと各保健相談所との間で定期的な会議(年3回程度)を開催し、情報の交 換を行っている。
- 心身障害者福祉センターの新規相談ケースの65%が保健相談所経由である。
- 必要に応じて個別ケースについて相互に情報を交換している。
- 保健相談所では、母子分離によるグループワーク(登録制)を行い、不安などを抱える保護者 (家族)に対する支援を行っている。

○ 年度の後半になると、保健相談所で相談を受けても療育につなげられないケースがある。



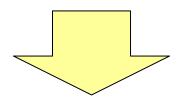
論点(案)

○ 需要にみあうだけの、心身障害者福祉センターをはじめとする療育機関の受け皿を整備・確保 する必要があるのではないか。

・保育園・幼稚園・学校との連携

- すくすく教室から就園時に、保育園·幼稚園の担当者と心身障害者福祉センターの職員との間で連絡会(4月~5月)を開催し、個別の支援内容を口頭で伝えている。
- ;○ すくすく教室卒業時に、「個別支援計画のまとめ」を作成し保護者に手渡している。
- 心身障害者福祉センターでの療育終了後においても、センターでの療育を継続すべきと判断した場合には、小グループ支援(就園児)につなげている。
- 心身障害者福祉センターでの診察時に、保護者、園や学級の担任、医師と今後の支援について 検討することがある。
- 就学時に教育委員会と心身障害者福祉センターの職員との間で会議(年2回)を持ち、個々の 支援内容等を口頭で伝えている。

- 情報提供が口頭での説明であり、情報量が限られる。
- 園や親から、小グループ支援の要望は多いが、定員の関係から断ることがある。



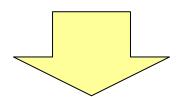
論点 (案)

- 療育の継続性を確保するため、就園・就学にあたり、「個別支援計画のまとめ」を園や学校に 提供するよう、保護者に働きかける必要があるのではないか。
- 〇 就園児支援を増やすべきではないか。

・子ども家庭支援センターとの連携

- 子ども家庭支援センターでは、子ども家庭支援相談員(社会福祉士など)・保健師などが、子 育てと家庭に関するあらゆる相談に応じている。必要な場合には専門機関を紹介している。
- 子ども家庭支援センターでは、子ども家庭総合相談、要保護児童対策地域協議会、子育ての広: : 場「ぴよぴよ」、ファミリーサポート(育児支えあい)、育児支援ヘルパー、子どもショートステ: : イなどの事業を行っている。
- 〇 虐待防止のための、要保護児童対策地域協議会のほか、関係機関との個別ネットワーク会議を 開催しており、平成19年度は述べ553回の開催であった。事例によって心身障害者福祉セン ター職員も参加している。

- 一子ども家庭支援センターから心身障害者福祉センターへの紹介は、平成16年度3件、平成17年度3件、平成18年度3件であり、非定型自閉症やADHDが半数以上となっている。
- 心身障害者福祉センターから子ども家庭支援センターへの紹介は、年〇件である。



論点(案)

○ 定期的な連携会議を設置し、情報交換が必要ではないか。

・支援事業者との連携

	事業内容	連携内容
幼児教室	就学前の障害児に対して集団療育を行う事	すくすく教室の利用児童の44%が
	業。南田中は母子分離、春日町は母子通所。	幼児教室を併用している。
児童デイサービス	障害児に対して集団療育を行う事業。就学前	事業所が少ないため、連携はほとん
	児童が原則であるが、学齢期の児童について	どない状態。
	も経過措置として対象となっている。	
日中一時事業	一時的に見守り等の支援が必要な障害児・者	事業所が少ないため、連携はほとん
	に対して、日中活動の場を提供する事業	どない状態。
学童クラブ	概ね10歳未満の留守家庭の児童を対象とし	幼児期に心身障害者福祉センターを
	た事業	利用していた子どもは相談に応じて
		いる。

- 幼児教室の定員が需要に対応できていない。
- 〇 すくすく教室、幼児教室、児童デイサービスを併用している児童がある一方で、定員を超えた後 に申し込んだ利用者はどこにも行くことができない。
- 学歴期の子どもの放課後、長期休暇のときの居場所がない。
- 児童デイサービス(経過的)は区内に1箇所。学童クラブはおおむね10歳未満が対象となっている。小中学生・高校生対象のサービスがない。
- 日中一時支援事業では、療育は行わない。

論点(案)

- すくすく教室、幼児教室の療育時間数を一律にするなど、広く希望者が利用できる体制をとるべきではないか。
- 支援事業所間の連絡・協力体制を整備する必要があるのではないか。

(2) 保護者(家族)への支援

現状

【保護者への直接支援】

○ 心理検査、面接、診察をセットで行う形で相談にあたっている中で、子どもの障害状況や特性、 家庭での療育方法などを指導している。また、個別支援計画書の作成にあたり、年間、3回以上、 療育スタッフと個別に面談している。

【保護者同士の交流への支援】

- すくすく教室での療育の時間には、スペースを確保することで保護者どうしの交流を促している。 また、季節行事などへの参加を促し、保護者同士の交流を促している。
- 自主グループに対し活動場所の提供などで側面的に支援している。

【発達支援に係る情報の提供】

○ 心身障害者福祉センターの通所児に対しては、ひまわり教室で発達支援に係る情報を提供している。また、心身障害者福祉センターの掲示板を活用して、各種の情報を提供している。

【保護者への直接支援】

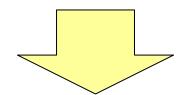
○ 必要なときに、気軽に応じられる相談の場が少ない。

【保護者同士の交流への支援】

- 心身障害者福祉センター職員は、子どもの療育に重点を置いており、保護者同士の交流に介 入することが少ない。
- 利用者OBが結成したグループが自主的に活動しているが、センターから積極的に支援はしていない。

【発達支援に係る情報の提供】

- ひまわり教室に出席できる保護者は限られており、より広い対象者に対し、情報を提供できるようにすることが大切である。
- 提供している情報が限られている。



論点(案)

【保護者への直接支援】

○ 必要に応じて随時、心理職によるカウンセリングを行う必要があるのではないか。

【保護者同士の交流への支援】

- すくすく教室の療育中に、少人数の勉強会的なグループワークを行ってはどうか。
- OBのグループの活動にセンター職員を講師として派遣するなどの支援を業務として位置 づけてはどうか。

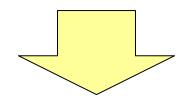
【発達支援に係る情報の提供】

○ 講演会や研修会での情報提供が必要ではないか。

(3) 地域住民への啓発

- 区のホームページで心身障害者福祉センターの事業についての紹介はあるが、障害に関する情報提供などは行っていない。
- 心身障害者福祉センターの掲示板を活用して、各種の情報を提供している。

- 積極的な啓蒙活動を行っていない。
- 区のホームページを組織的に活用できていないのではないか。



論点(案)

- 一般区民が参加できるような講演会を開催する。
- 保育園、幼稚園、子ども家庭支援センターで情報提供できるような冊子を作成する。